## 農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

	展外が圧性(関係が性にの)/の子州の過程での投資で水の過程末/								
管理 番号	提案II	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 •関係府省	団体名
	B 地方に 対縁和	業•農地	災事業における繰 越予算の地区間 流用の見直し	活用して行う、ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る予算について、繰越予算の地区間流用を認めるよう見直しを求める。	農村地域防災減災事業における、ため池の劣化状況・地震耐性評価に係る予算は、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」により、	区に限定した事業の前倒しを検討する必要がなくなることで、地元との調整等の負担が軽減される。	の同一事項内	農林水産省	福岡県、九州地方知事
	B 地方に対る規制緩和	業∙農地	ラスター事業にお ける施設整備事 業のあり方の見直 し	は単年度での事業実施となっていることから、肉用牛・酪農と同様に複数年度での事業実施を可能とするよう見直しを求める。	畜産クラスター事業の施設整備事業については、一般会計予算での単年 度事業であり、目標年度(通常は5年後)の成果目標を達成しなければ次 の事業活用ができない。 一方、同事業の肉用牛・酪農重点化枠は基金事業であり、複数年度での事	ながる。	力強化総合対	農林水産省	高県、徳川、徳川、徳川、高川、徳川、徳川、徳川、徳川、徳川、徳川、徳川、徳川、徳川、徳川、徳川、徳川、徳川

씥	理	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>				
番	号  団体名	支障事例	回答欄(各府省)			
24	岩具、川京、京、市都山県、県、京山県、東県・東県・東県・東県・東県・東県・東県・東県・東県・東県・東県・東県・東県・東	○入札不調などによる事故繰越や不執行等が想定され、繰越予算事務が煩雑化している。また、堤体内部の想定外の土質発現等により追加調査が必要な場合でも、繰越額の制限を受け十分な調査ができない地区が発生することが想定される。そのため、繰越予算について県等の裁量で流用可能とすることが望ましい。 ○繰越確定後の地区間流用が可能となることで弾力的な予算活用が図られるため、全国一律で流用可能となるよう対応いただきたい。	年6月財務省主計局司計課)」において、異なる「繰越事項」間の流用は、基本的に繰り越した目的が異なるものであり、原則としてできないとされていま			
10	出手県、秋田県、長野県、山原市、山原本市	分娩から育成までの一貫経営を行い、分娩舎→離乳舎→育成舎と、豚の成育段階に合わせて、場所を移動させて育成するというのが一般的な流れである。これに併せて、堆肥舎、浄化槽等の整備も必要となるため、大規模な施設整備については単年度での事業実施は極めて困難である。 ○養豚経営においては、豚のステージ管理が普及しており、機能別に独立した豚舎(分娩舎、育成舎、肥育舎など)で飼養する必要がある。養豚経営豚舎特有の事情により、規模拡大にあたって複数棟の施設を整備する必要があり、事業規模が大きくなることから単年度での事業実施が困難になっている。こうした現状を踏まえて、複数年度の事業実施を可能とする等、柔軟な事業運用を図りながら事業を最大限活用できるよう検討して欲しい。 ○養豚は、規模拡大が進んでおり、整備する施設が大規模となるため、単年度での完成が困難な状況。当県でも2件の養豚経営体が畜産	用牛・酪農重点化枠」において、例えば、キャトルブリーディングステーション や同施設を活用する農家の施設を複数年にわたり整備することを可能として います。しかし、各々の施設については、基本どおり、単年度で整備すること を要件としています。			

管理番号	提案区分	区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
149	B 地方に	02_農 業•農地	取扱交付金事業 の対象経費である 災害復旧工事費 につき繰り越し執		の人材不足により、年度内に工事完了まで至らない可能性があったため、 改めて次年度に予算確保し直さなければならない事態となった。	工事費に関する予算を繰越し可能とするこ	国有農地等事 務取扱交付金	農林水産省	広島県、宮 城県、中国 地方知事会
162	B 地方制 に対象和	業•農地	防護柵の設置に関する要件の設置のというでは、一般のでは、一般	現在いるようでである。 現在いるようでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	中山間地域等における農作物等被害の提言を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止施設整備促進支援事業)において、侵入防止柵の設置による被害防除が実施されている。 【支障】 被害の広がりの先端地等で予防対策として設置する場合は、「整備による全ての効用によって全ての費用を償う」という費用対効果分析の採択要件を満たさず、実施できない場合がある(効果額は現状の被害額から算定す	予防対策の推進、設置者の責によらない防護柵破損の迅速な復旧が可能となる。	鳥総金島総金記とは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	農林水産省	兵賀府大市明本市三つ温歌島庫県、阪、石市、田の泉山県県京府神市、小市市町県、京都、戸、豊野、、、、、滋都市堺市洲岡市た新和徳滋都、、、、
208	B 地方に 対する規 制緩和	業∙農地	中山間地域等直 接払制度の対象 農地の拡充及び 畑地の加入要件 の緩和	の対象農地を拡充すること 及び畑地の加入要件を緩 和することを求める。	により稲作をやめて果樹などに転換する者、保全管理を行う者、維持管理 しなくなる者が増加しつつある。現在の中山間地域等直接支払制度では、 果樹などを植えた場合は畑地扱いとなり当該期は対象農地となるが、次期		直接支払交付 金実施要綱、中 山間地域等直 接支払交付金		美咲町

管理		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
番号	団体名	支障事例	回答欄(各府省)
149	長野県、島根県		国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の防災・復旧関係費については、今までは基本的に年度内に処理が行われるものとして、明許繰越し対象経費として措置していなかったが、今回のご提案を踏まえ、今後は災害等で年度を跨いで緊急対応を要する場合があることも想定されるため、令和4年度中に、各都道府県に対して具体的な繰越事由を確認し、それぞれの繰越事由について必要性を把握したうえで、関係省庁と連携し検討してまいりたい。
162	可児市、浜松		防護柵の整備については、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条により、市町村において定める被害防止計画(鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画)に基づく取組として実施しているものです。また、実施要領別記1の第1の6において、事業実施主体の範囲を「鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域」と規定しているところです。このため、現時点では被害が生じていない地域においても、周辺地域の被害状況等から柵を整備しなければ、当該地域にも被害が及ぶと推測される場合については、そのことがわかるよう被害防止計画に適切に位置付ければ、柵の整備は可能と考えています。その際、費用対効果として、『生産維持効果:施設等の整備を行わなかった場合における受益地区での鳥獣被害による作物等の生産面積の減少に伴う仮想生産額の減少額加速選択した上で、周辺地域の被害の傾向(発生場所、被害地域の増減傾向等)に基づいて、算出することが可能になると考えています。 鳥獣交付金において整備する施設については、「鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業の取扱いについて(平成20年3月31日付け19生産第9425号農林水産省生産局長通知)」の第8において、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行うと規定しています。 鳥獣被害防止施設という性質上、野生動物による影響は一定程度想定しています。鳥獣被害防止施設という性質上、野生動物による影響は一定程度想定しています。その上で、天災等の事業実施主体の責によらない事由により、被害を受けたと認められる場合には、所定の手続を行い、残耐用年数の有無にかかわらず再整備を可能としています。なお、地面の掘り起こしによるくぐり抜け防止として、令和4年度補正予算から既設柵の地際補強対策を支援しておりますので、御活用ください。
208	宮城県、白鷹町、群馬県、前橋市、宮崎県		中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件が不利な地域において、平場との農業生産条件の不利を補正することで、農業生産活動の継続を支援するものです。 本制度は、傾斜度と地目(田・畑・草地・採草放牧地)に応じて交付単価を設定しています。これは、傾斜があることによって、田の場合は基盤整備による規模拡大の制約、畑の場合は機械化による効率化など、規模拡大や作業の効率化に関して制約があるとの考えによるものです。また、地目ごとの傾斜度を満たさない場合であっても、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利性があるとして、都道府県知事が定める基準に該当する農用地を対象とすることも可能としています。なお、本制度の交付金は、交付対象農地以外の農地の維持・管理のために活用することも可能としているところです。